

NEWS RELEASE

令和6年3月4日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

70歳以上のお客さまのATMでの現金お引出し限度額引き下げについて

株式会社栃木銀行(取締役頭取 黒本 淳之介)は、キャッシュカード盗難、詐取および特殊詐欺によるお客さまの被害を最小限に抑えるため、ATMでのキャッシュカードによる1日あたりのお引出し限度額を現行の50万円から20万円に引き下げいたします。対象となるお客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、ATMでの20万円を超えるキャッシュカードによるお引き出しを希望される場合は、最寄りの栃木銀行窓口へご相談ください。

栃木銀行では、特殊詐欺等の犯罪が多発し社会的に深刻な問題となっている状況を重要な課題として捉え、お客さまが安心してキャッシュカードをご利用いただけるよう、今後も栃木県警等と連携し、被害の発生、拡大を防ぐ対策に取り組んでまいります。

記

変更日	令和6年4月1日(月)
対象となるお客さま	取引日時点で 70歳以上の個人のお客さま ※「個人事業主の方」または「生体認証IC付キャッシュカードをお持ちの方による生体認証取引ご利用時」は、対象外となります。
対象となるATM	当行ATM、他の提携金融機関ATMおよびコンビニATMなど
変更日以降の1日あたりお引出し限度額	20万円 (現在のお引出し限度額は50万円) ※対象ATMにおける、現金でのお引出しの1日あたり合算金額です。
お引出し限度額を超えるお引出しをご希望の方	お近くの栃木銀行窓口にて受付いたします。 ご本人様の「本人確認資料(個人番号カード等)」と「キャッシュカード」をご持参下さい。 ※ATM操作でのお引出し限度額引上げは、お手続きいただけません。

以上